

証券コード 2930
平成26年5月13日

株 主 各 位

札幌市北区北七条西一丁目1番地2
株式会社北の達人コーポレーション
代表取締役社長 木下 勝 寿

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成26年5月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成26年5月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市北区北七条西一丁目1番地2
SE山京ビル2階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第13期（平成25年3月1日から平成26年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 案 剰余金処分の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.kitanotatsujin.com>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成25年3月1日から  
平成26年2月28日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、デフレ脱却を目指す経済対策や金融緩和政策により、円安・株高が進行し、景気回復の兆しが見え始めているものの、平成26年4月からの消費税増税による消費低迷への懸念や、新興国経済の減速等といった世界経済の下振れ懸念から、依然として先行きは不透明な状況にあります。一方で、2020年夏季オリンピックの開催地が東京に決定したこと等、明るい材料もみられ、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されております。

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界におきましては、スマートフォン、タブレット端末の急速な普及、Eコマース事業者の提供サービスの拡大に伴う消費者の利便性の向上などによって市場が成長を続けており、また今後更にウェアラブル端末の普及やビッグデータの活用によるマーケティングの進化などが予想され、その成長スピードは益々加速していくと予測しております。

このような経営環境の中、当社は今後の成長に対応していく体制作りに重点を置き、中長期にわたる経営力の強化に注力いたしました。

一般的に事業が急成長する際には、スピードを優先するがゆえに管理体制が荒削りになり、売上は拡大したが、それ以上に販売管理費が増えて利益が増えなかったり、また固定費が拡大して経営の安定性が犠牲になったりということがあります。これらを防ぐために、当事業年度の第3四半期会計期間以降においては、今後の成長に備え、改めて事業を筋肉質にすべく全業務の見直しを図りました。具体的には利益率の向上をテーマに掲げ、データ解析の手法を進化させ、より費用対効果の高い広告投資ロジックを構築し、全業務のコストパフォーマンスの見直しを行いました。これにより、経常利益

率が前年第4四半期会計期間と比較して22.2%から28.0%へと大幅な利益率の向上に成功しました。

また、引き続きカスタマーサービスを充実させ、安定ユーザーである既存顧客の満足度の更なる向上を目指す体制を整えることに継続して取り組んでまいりました。一般的に事業が急成長すると売上が急増する反面、売上の急激な増加に対応が追いつかず、顧客満足度の低下を招き、長期的にはマイナスになることがあります。よって、急成長の波をつかみながらも、長期的な安定成長につながるために、急成長しても顧客離れを起こさないための体制作りを優先して行い備えております。具体的には、有資格者を中心に構成した「商品カウンセリングチーム」を新設し、購入者一人ひとりのお悩みを解決するために、より専門的なアフターサービスが提供できる体制を整えました。また、従来からありました当社商品のファンの獲得を目的とする「ファン作りチーム」の人員を増強し、WEBサイトの使いやすさ、商品のパッケージの使いやすさ、商品発送時の梱包資材の強度など、当社の全サービスを一から見直し、顧客満足を高めるための改善を施しております。また、従来から要望の多かった海外からのご注文に対応する体制作り、お支払い方法の多様化等にも取り組んでおります。その成果から、定期購入会員数は平成25年11月13日時点で初めて60,000名を突破し、わずか2年で約3倍にまで増加しており、現在もなお順調に推移しております。

第2に、成長期に向けた商品点数増強のために、商品開発体制を一層強化しております。具体的には、商品開発の専門スタッフを増員し、マーケット調査など商品開発の前段階から開発業務に至るまでのプロセスを改善することによって、多種多様な新品を同時進行で開発できる体制を構築し、将来の収益基盤を強固にすることに取り組んでおります。

第3に、集客方法の多様化を図っております。より効率性の高い集客を行うために、利用者がますます増加しているFacebookやTwitterを用いた広告手法を取り入れ、それらをはじめとする様々な広告媒体を活用することによって、各媒体の集客にかかる効率性を検討することに加え、ある広告媒体の利用に関して不測の事態が生じて、代替の広告媒体による同等レベルの集客が可能となるように、多様なノウハウを蓄積しております。また、顧客層の中心になりつつあるスマートフォンユーザーに向けた取り組みを継続し、商品購入に関するスマートフォンユーザーの利便性の向上に注力しております。

こうした取り組みのもと、当事業年度において、当社の主力商品である「カイトキオリゴ」の売上高は、女性からの支持が高いプロゴルファー・タレントの東尾理子さんと締結いたしました「カイトキオリゴ」イメージキャラクター契約による効果が高いことや、フジテレビの人気恋愛バラエティー番組「あいのり」に出演していた桃さんを起用するなどした結果、前事業年度と比較して107.2%となり、引き続き順調に推移しております。また、課題でありました、「カイトキオリゴ」への売上依存度の高さ（平成24年2月期85.2%、平成25年2月期65.8%）につきましても、平成26年2月期では54.7%まで縮小され、「カイトキオリゴ」の売上が伸びる一方、その他の商品も急成長していることで売上依存度の改善が順調に進んでおります。その他の商品については、当事業年度の期初となる第1四半期会計期間と当第4四半期会計期間とを比較すると、特に「みんなの肌潤糖 クリア」の売上高が185.1%、「二十年ほいっぷ」の売上高が168.2%と急速な成長を見せており、主力商品である「カイトキオリゴ」や第2の柱である「みんなの肌潤糖（アトケアタイプ）」に続く新たな収益の柱となることを期待しております。また、平成25年4月に発売した新商品「えぞ式すーすー茶」の売上も順調に推移しており、平成25年12月には、新発想の休息サポート飲料「北の大地の夢しずく」の発売を開始し、更なる売上の拡大や収益力の強化に注力しております。

これまでの当社の取り組みの結果、平成26年2月には経済産業省より、優れたIT経営を実践し、かつ、他の企業がIT経営に取り組む際に参考となるような企業等を経済産業大臣が表彰する「中小企業IT経営力大賞2014」において大賞（経済産業大臣賞）を受賞し、続く平成26年3月には、経済産業省北海道経済産業局より、革新的な製品開発、サービスの創造や地域貢献・地域経済の活性化等、様々な分野で活躍している企業が選定される北海道経済産業局長顕彰に選定されました。また、平成25年4月に商品の品質を審査する国際評価機関であるモンドセレクションが開催した2013年度授賞式において、「カイトキオリゴ」と「みんなの肌潤糖（アトケアタイプ）」が最高金賞（うち「カイトキオリゴ」は2年連続最高金賞）を、「紅珠漢」と「二十年ほいっぷ」が金賞（うち「紅珠漢」は2年連続金賞）を、そして、「カイトキオリゴ」が2年連続で銀賞を受賞いたしました。更に「カイトキオリゴ」については、3年連続で『北のブランド』（札幌商工会議所）の認証を受けました。

また、平成26年1月には、札幌証券取引所より第二回「年間功労賞」（札幌証券取引所上場会社における健全な企業活動と同所市場を通じた投資機会の提供により、地域の経済活動に貢献している上場企業に対し、より一層地域社会との関係を深め、北海道の資本市場の育成に資することを目的とし、昨年より設けられた表彰規定による。）に昨年の第一回に続いて2年連続で選ばれました。

これら地域経済への貢献と並行し、地域のスポーツ振興に貢献する目的で、平成26年2月には、サッカーJリーグ コンサドーレ札幌とクラブパートナー契約を締結いたしました。

また、当社は平成25年6月に化粧品事業の拡大のため、株式会社オーダーコスメジャパンを設立いたしました。これにより、北の達人グループとしての新たな収益基盤を構築すべく、当事業年度において準備を進めてまいりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,782,386千円（前事業年度比29.1%増）となりました。また、営業利益は387,631千円（前事業年度比36.0%増）、経常利益は386,158千円（前事業年度比41.0%増）、当期純利益は236,118千円（前事業年度比48.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中における重要な設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当事業年度中における重要な資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第10期<br>(平成23年2月期) | 第11期<br>(平成24年2月期) | 第12期<br>(平成25年2月期) | 第13期<br>(当事業年度)<br>(平成26年2月期) |
|---------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 739,113            | 807,771            | 1,380,470          | 1,782,386                     |
| 経 常 利 益 (千円)              | 92,587             | 141,864            | 273,875            | 386,158                       |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 59,488             | 90,099             | 159,484            | 236,118                       |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 5,128.35           | 155.34             | 64.31              | 46.10                         |
| 総 資 産 (千円)                | 312,846            | 493,312            | 1,104,787          | 1,247,860                     |
| 純 資 産 (千円)                | 261,766            | 351,866            | 553,442            | 735,546                       |
| 1 株 当 たり<br>純 資 産 額 (円)   | 22,566.12          | 606.67             | 217.30             | 142.61                        |

- (注) 1. 第11期において、平成23年9月16日付で1株につき50株の株式分割を行っております。第11期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
2. 第12期において、平成25年2月9日付で1株につき4株の株式分割を行っております。第12期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
3. 第13期において、平成26年1月3日付で1株につき2株の株式分割を行っております。第13期の「1株当たり当期純利益」及び「1株当たり純資産額」は、当該株式分割が期首に行われたものとして算出しております。
4. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、当事業年度において100%出資子会社（株式会社オーダーコスメジヤパン）を設立いたしました。子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びその他の項目から見て、当企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結計算書類は作成しておりません。

### (4) 対処すべき課題

当社の主要な販売形態であるEコマース（電子商取引）業界は、販売競争が年々激化しております。その中であって、更に新商品の開発を積極的に行うことで、売上・利益の最大化を目指してまいります。

具体的には、健康・美容等の悩みに対して効果を実感しやすく、リピートされやすい商品分野を中心に、また、ライフサイクルが長く、定期購入型のビジネスモデルに適した商品を開発してまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成26年2月28日現在）

当社は、インターネット上で一般消費者向けに健康美容商品を販売する「Eコマース事業」を行っております。

### (6) 主要な事業所（平成26年2月28日現在）

|     |                  |
|-----|------------------|
| 本 社 | 札幌市北区北七条西一丁目1番地2 |
|-----|------------------|

### (7) 使用人の状況（平成26年2月28日現在）

| 使用人数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 19 (19) 名 | 3名減 (1名増) | 27.9歳 | 2.7年   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー等）は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成26年2月28日現在)

| 借入先       | 借入額      |
|-----------|----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 60,002千円 |
| 株式会社北洋銀行  | 58,330千円 |
| 株式会社北海道銀行 | 58,300千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。



## 2. 株式の状況（平成26年2月28日現在）

(1) 発行可能株式総数 20,000,000株

(注) 平成26年1月3日付にて実施した株式分割（1株を2株に分割）に伴い、発行可能株式総数は10,000,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 5,149,600株（自己株式400株を含む）

(注) 1. 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は33,400株増加しております。

2. 株式分割（1株を2株に分割）の実施により、発行済株式の総数は2,574,800株増加しております。

(3) 株主数 607名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名      | 持株数        | 持株比率   |
|----------|------------|--------|
| 木下勝寿     | 3,201,600株 | 62.18% |
| 鈴木拓也     | 327,400株   | 6.36%  |
| 木下浩子     | 173,200株   | 3.36%  |
| 松井証券株式会社 | 143,300株   | 2.78%  |
| 須田忠雄     | 137,200株   | 2.66%  |
| 井上裕太     | 92,000株    | 1.79%  |
| 落田徹      | 47,200株    | 0.92%  |
| 高橋正雄     | 41,600株    | 0.81%  |
| 清水重厚     | 37,200株    | 0.72%  |
| 角谷雅之     | 35,100株    | 0.68%  |

(注) 持株比率は、自己株式（400株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成26年2月28日現在）

|                        |                   |                                            |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
|                        |                   | 第2回新株予約権                                   |
| 発行決議日                  |                   | 平成21年6月2日                                  |
| 新株予約権の数                |                   | 110個                                       |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 44,000株<br>(新株予約権1個につき400株) (注) 3.    |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権と引換えに払い込みは要しない                        |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 1株当たり69円 (注) 3.                            |
| 権利行使期間                 |                   | 平成23年7月1日から<br>平成28年6月30日まで                |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.、2.                                  |
| 役員の<br>保有状況            | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 70個<br>目的となる株式数 28,000株<br>保有者数 1名 |

- (注) 1. 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役・監査役又は従業員いずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。また、新株予約権者の相続人による行使は認めない。
2. その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。
3. 平成23年9月16日付で普通株式1株を50株に株式分割、平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割及び平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する事項

当社は、平成24年9月28日開催の取締役会において、当社の取締役に対し、下記のとおり公正価格にて有償で新株予約権を発行することを決議し、平成24年10月16日に発行いたしました。

|                        |                   |                                              |
|------------------------|-------------------|----------------------------------------------|
|                        |                   | 第4回新株予約権                                     |
| 発行決議日                  |                   | 平成24年9月28日                                   |
| 新株予約権の数                |                   | 440個                                         |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数     |                   | 普通株式 352,000株<br>(新株予約権1個につき800株) (注) 2.     |
| 新株予約権の払込金額             |                   | 新株予約権1個当たり2,800円                             |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 1株当たり337円 (注) 2.                             |
| 権利行使期間                 |                   | 平成24年10月16日から<br>平成34年10月15日まで               |
| 行使の条件                  |                   | (注) 1.                                       |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数 440個<br>目的となる株式数 352,000株<br>保有者数 3名 |

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、以下の (i) に掲げる条件を満たした場合、及び、(ii) (iii) に掲げる条件のいずれかを満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。
- (i) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期及び平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が200万円を下回らないこと。

(ii) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成25年2月期の損益計算書における経常利益の金額が300百万円を超過すること。

(iii) 当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された平成26年2月期の損益計算書における経常利益の金額が350百万円を超過すること。

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

- ② 新株予約権者は、権利行使をしようとする日の前営業日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が本新株予約権の行使価額（ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める事象が生じた場合には、当割当契約の定めるところにより適切に調整されるものとする。）の120%を超過している場合にのみ、権利行使することができる。
  - ③ 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
  - ④ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
  - ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
  - ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
2. 平成25年2月9日付で普通株式1株を4株に株式分割及び平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」が調整されております。

## 4. 会社役員 の 状況

### (1) 取締役及び監査役の状況 (平成26年2月28日現在)

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                      |
|----------|-------|-------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 木下勝寿  |                                                                   |
| 取締役      | 堀川麻子  | 営業部長                                                              |
| 取締役      | 清水重厚  | 管理部長                                                              |
| 取締役      | 徳丸博之  | 株式会社につこう社代表取締役社長                                                  |
| 常勤監査役    | 布田三宥  |                                                                   |
| 監査役      | 久保田 廣 | 一般社団法人北海道警友会名誉会長                                                  |
| 監査役      | 甚野章吾  | 甚野公認会計士事務所所長<br>北斗税理士法人代表社員所長<br>札幌監査法人代表社員<br>株式会社ジーンテクノサイエンス監査役 |

- (注) 1. 取締役徳丸博之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役布田三宥氏、久保田廣氏、甚野章吾氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役布田三宥氏は、通算13年にわたり上場会社を含む監査役としての経験を有し、監査役久保田廣氏は上場会社の監査役としての経験を有し、また、監査役甚野章吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、3名の監査役とも財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役久保田廣氏は札幌証券取引所の規定する独立役員であります。
5. 平成25年5月29日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって、取締役山本明彦氏は任期満了により退任いたしました。

## (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分              | 支給人員       | 報酬等の額                  |
|------------------|------------|------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 5名<br>(2名) | 104,250千円<br>(1,050千円) |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 7,980千円<br>(7,980千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 8名<br>(5名) | 112,230千円<br>(9,030千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額250,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成20年3月5日開催の第6期定時株主総会において、年額30,000千円以内と決議いただいております。
3. 当期末の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成25年5月29日開催の第12期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名(うち社外取締役1名)を含んでいるためであります。

## (3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役徳丸博之氏は、株式会社につこう社の代表取締役社長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役久保田廣氏は、一般社団法人北海道警友会名誉会長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役甚野章吾氏は、甚野公認会計士事務所所長、北斗税理士法人代表社員所長、札幌監査法人代表社員及び株式会社ジーンテクノサイエンス監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

## ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分 | 氏 名   | 主な活動状況                                                                                                                                               |
|-----|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 徳丸 博之 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。他社代表取締役としての豊富な経験及び高い見識に基づき、社外取締役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。                                             |
| 監査役 | 布田 三寿 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席いたしました。取締役会の意思決定の適法性及び妥当性を確保するため適宜質問及び助言を行っております。<br>また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社を含む監査役として長年培った経験及び見地から発言を行っております。 |
| 監査役 | 久保田 廣 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。上場会社の監査役として培った経験及び見地から発言を行っております。                                                        |
| 監査役 | 甚野 章吾 | 当事業年度に開催された取締役会19回の全てに出席し、また、当事業年度に開催された監査役会13回の全てに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。                                                            |

## ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 名称

清明監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 12,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 12,300千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、株式取得等検討対象先に対する財務内容調査を委託し、対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、以下に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## (5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人がとるべき行動の規範を示した「クレド」を制定し、取締役及び使用人が法令及び定款等を遵守することを徹底する。  
\*クレド (Credo) とは「信条」「志」「約束」を意味するラテン語
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部者情報管理規程に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。
- ② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。
- ② 定期的に開催する経営会議において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
- ③ 取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発現した場合に備え、あらかじめ必要な対応方針を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

**(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会は、取締役の職務の効率性を確保するために取締役の合理的な職務分掌、チェック機能を備えた職務権限規程等を定める。
- ② 経営理念を基軸に中期経営計画を策定し、これに基づき作成される単年度計画により、取締役は各業務を執行する。
- ③ 取締役会は原則毎月開催し、当社経営の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行う。
- ④ 経営会議は原則毎月開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。

**(5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、当社グループにおける業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」等に則り、業務執行の状況について、各担当部門が会社規程類等に準じた管理及び支援を行う。

また、当社の監査役及び内部監査担当者は、子会社の管理状況及び業務活動について監査を行う。

**(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名する。
- ② 指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

**(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

- ① 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
- ② 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項並びに重大な法令・定款違反等を発見した時は直ちに監査役会に報告する。

**(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
- ② 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査役は、会計監査人と定期的な会合をもち、情報・意見交換を行うとともに必要に応じて報告を求める。

**7. 会社の支配に関する基本方針**

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成26年2月28日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部         |           | 負 債 の 部        |           |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| 科 目             | 金 額       | 科 目            | 金 額       |
| <b>流動資産</b>     | 1,208,867 | <b>流動負債</b>    | 428,246   |
| 現金及び預金          | 859,375   | 買掛金            | 36,266    |
| 売掛金             | 100,705   | 未払金            | 63,761    |
| 製品              | 126,751   | 1年内返済予定の長期借入金  | 92,565    |
| 仕掛品             | 1,268     | 未払法人税等         | 87,064    |
| 原材料及び貯蔵品        | 86,121    | 未払消費税等         | 21,928    |
| 前払費用            | 4,737     | 前受金            | 101,541   |
| 繰延税金資産          | 17,545    | 預り金            | 3,850     |
| その他             | 14,971    | 販売促進引当金        | 17,745    |
| 貸倒引当金           | △2,609    | その他            | 3,523     |
| <b>固定資産</b>     | 38,993    | <b>固定負債</b>    | 84,067    |
| <b>有形固定資産</b>   | 5,183     | 長期借入金          | 84,067    |
| 建物              | 3,459     | <b>負債合計</b>    | 512,313   |
| 工具、器具及び備品       | 1,724     | <b>純資産の部</b>   |           |
| <b>無形固定資産</b>   | 9,804     | <b>株主資本</b>    | 734,314   |
| 特許権             | 534       | 資本金            | 76,075    |
| 商標権             | 2,909     | 資本剰余金          | 56,075    |
| ソフトウェア          | 6,360     | 資本準備金          | 56,075    |
| <b>投資その他の資産</b> | 24,005    | 利益剰余金          | 602,240   |
| 関係会社株式          | 10,000    | その他利益剰余金       | 602,240   |
| 出資金             | 3,620     | 繰越利益剰余金        | 602,240   |
| 差入保証金           | 10,384    | <b>自己株式</b>    | △77       |
| 繰延税金資産          | 0         | <b>新株予約権</b>   | 1,232     |
| <b>資産合計</b>     | 1,247,860 | <b>純資産合計</b>   | 735,546   |
|                 |           | <b>負債純資産合計</b> | 1,247,860 |

# 損 益 計 算 書

(平成25年3月1日から  
平成26年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金       | 額         |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,782,386 |
| 売 上 原 価               |         | 491,309   |
| 売 上 総 利 益             |         | 1,291,076 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 903,445   |
| 営 業 利 益               |         | 387,631   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 25      |           |
| 受 取 弁 済 金             | 14      |           |
| サ ン プ ル 売 却 収 入       | 949     |           |
| 販 売 促 進 引 当 金 戻 入 額   | 304     |           |
| そ の 他                 | 126     | 1,420     |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 1,490   |           |
| 出 資 金 運 用 損           | 1,379   |           |
| そ の 他                 | 23      | 2,893     |
| 経 常 利 益               |         | 386,158   |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 59      | 59        |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 386,098   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 150,066 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △85     | 149,980   |
| 当 期 純 利 益             |         | 236,118   |

# 株主資本等変動計算書

(平成25年3月1日から)  
(平成26年2月28日まで)

(単位：千円)

|                              | 株 主 資 本 |           |             |              |             |      |            |
|------------------------------|---------|-----------|-------------|--------------|-------------|------|------------|
|                              | 資本金     | 資 本 剰 余 金 |             | 利 益 剰 余 金    |             | 自己株式 | 株主資本<br>合計 |
|                              |         | 資本準備金     | 資本剰余金<br>合計 | その他利益<br>剰余金 | 利益剰余金<br>合計 |      |            |
|                              |         |           |             | 繰越利益<br>剰余金  |             |      |            |
| 当期首残高                        | 73,771  | 53,771    | 53,771      | 424,745      | 424,745     | △77  | 552,210    |
| 当期変動額                        |         |           |             |              |             |      |            |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)      | 2,304   | 2,304     | 2,304       |              |             |      | 4,609      |
| 剰余金の配当                       |         |           |             | △58,623      | △58,623     |      | △58,623    |
| 当期純利益                        |         |           |             | 236,118      | 236,118     |      | 236,118    |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額 (純額) |         |           |             |              |             |      |            |
| 当期変動額合計                      | 2,304   | 2,304     | 2,304       | 177,495      | 177,495     | —    | 182,104    |
| 当期末残高                        | 76,075  | 56,075    | 56,075      | 602,240      | 602,240     | △77  | 734,314    |

|                              | 新株予約権 | 純資産合計   |
|------------------------------|-------|---------|
| 当期首残高                        | 1,232 | 553,442 |
| 当期変動額                        |       |         |
| 新株の発行<br>(新株予約権の<br>行使)      |       | 4,609   |
| 剰余金の配当                       |       | △58,623 |
| 当期純利益                        |       | 236,118 |
| 株主資本以外の<br>項目の当期変動<br>額 (純額) |       | —       |
| 当期変動額合計                      | —     | 182,104 |
| 当期末残高                        | 1,232 | 735,546 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法

##### ②たな卸資産の評価基準及び評価方法

##### i. 製品・原材料・仕掛品

月別総平均法による原価法

##### ii. 貯蔵品

月別総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げしております。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

工具、器具及び備品 4～20年

##### ②無形固定資産

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### ②販売促進引当金

顧客に発行したクーポン券の使用による費用発生に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

#### (4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(減価償却方法の変更)

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成25年3月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却方法に変更しております。

なお、これによる損益に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「物品売却益」に含めていた「サンプル売却収入」(前事業年度は、122千円)は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。また、この変更により、変更後の「物品売却益」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

|                        |          |
|------------------------|----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額     | 5,061千円  |
| (2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |          |
| 短期金銭債権                 | 11,648千円 |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

    営業取引による取引高

        販売費及び一般管理費

|  |         |
|--|---------|
|  | 2,494千円 |
|--|---------|

    営業取引以外の取引による取引高

|  |     |
|--|-----|
|  | 4千円 |
|--|-----|



#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|             | 当事業年度期首<br>株式数 (株) | 当事業年度増加<br>株式数 (株) | 当事業年度減少<br>株式数 (株) | 当事業年度末<br>株式数 (株) |
|-------------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式       |                    |                    |                    |                   |
| 普通株式 (注) 1. | 2,541,400          | 2,608,200          | —                  | 5,149,600         |
| 合計          | 2,541,400          | 2,608,200          | —                  | 5,149,600         |
| 自己株式        |                    |                    |                    |                   |
| 普通株式 (注) 2. | 200                | 200                | —                  | 400               |
| 合計          | 200                | 200                | —                  | 400               |

(注) 1. 普通株式の発行済株式総数の増加2,608,200株の内訳は、新株予約権の行使による増加33,400株、平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割したことによる増加2,574,800株であります。

2. 自己株式の増加200株の内訳は、平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に株式分割したことによる増加であります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成25年5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 33,035         | 13               | 平成25年2月28日 | 平成25年5月30日 |
| 平成25年9月30日<br>取締役会   | 普通株式  | 25,588         | 10               | 平成25年8月31日 | 平成25年11月8日 |

(注) 当社は、平成26年1月3日付で普通株式1株を2株に分割しておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施しております。

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議予定                 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額 (円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成26年5月29日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 利益剰余金 | 43,768         | 8.5              | 平成26年2月28日 | 平成26年5月30日 |

(3) 当事業年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 第2回新株予約権 | 第4回新株予約権 |
|------------|----------|----------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式     | 普通株式     |
| 目的となる株式の数  | 36,400株  | 352,000株 |
| 新株予約権の残高   | 91個      | 440個     |

## 5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金を内部留保で賄うことを原則としながら、中長期における資金需要並びに金利動向等を注視した上で必要に応じて機動的に資金調達を行い、財務の健全性を維持する方針であります。また資金運用については、一時的な余資は主に安全性の高い金融資産で運用しております。なお、デリバティブ取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

i. 資産

現金及び預金はすべて円建てであり、預金のすべてが要求払預金であります。

営業債権である売掛金は、すべて2ヶ月以内の回収期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、関係会社に対するものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

出資金は、任意組合に対するものであり、営業者の行う事業の業績に伴うリスクに晒されております。

差入保証金は、主に当社が賃借している物件に係る不動産賃借契約に基づくものであり、差入先の財政状態の悪化による回収不能リスクに晒されております。

ii. 負債

営業債務である買掛金並びに未払金は、すべて2ヶ月以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金に係る資金調達であり、金利の変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、短期貸付金については、貸付先の状況を定期的にモニタリングすることで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ii. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

預金については、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

また、長期借入金については、財務担当部門が金利動向を随時把握し、適切に管理しております。

iii. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、管理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計画）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2．参照）。

|            | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|------------|---------------|---------|---------|
| ①現金及び預金    | 859,375       | 859,375 | —       |
| ②売掛金       | 100,705       |         |         |
| 貸倒引当金（※1）  | △2,609        |         |         |
|            | 98,096        | 98,096  | —       |
| ③短期貸付金（※2） | 10,000        | 10,000  | —       |
| 資産計        | 967,472       | 967,472 | —       |
| ①買掛金       | 36,266        | 36,266  | —       |
| ②未払金       | 63,761        | 63,761  | —       |
| ③長期借入金（※3） | 176,632       | 177,249 | 617     |
| 負債計        | 276,660       | 277,277 | 617     |
| デリバティブ取引   | —             | —       | —       |

（※1）売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（※2）関係会社に対する短期貸付金であり、貸借対照表の流動資産の「その他」に含まれております。

（※3）長期借入金については、1年内返済予定を含んでおります。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項（資産）

①現金及び預金、②売掛金、③短期貸付金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（負債）

①買掛金、②未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(デリバティブ取引)

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区 分    | 貸借対照表計上額 (千円) |
|--------|---------------|
| 関係会社株式 | 10,000        |
| 出資金    | 3,620         |
| 差入保証金  | 10,384        |

上記については市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表に含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>5年以内<br>(千円) | 5年超<br>10年以内<br>(千円) | 10年超<br>(千円) |
|--------|--------------|---------------------|----------------------|--------------|
| 現金及び預金 | 859,375      | —                   | —                    | —            |
| 売掛金    | 100,705      | —                   | —                    | —            |
| 短期貸付金  | 10,000       | —                   | —                    | —            |
| 合計     | 970,081      | —                   | —                    | —            |

4. 長期借入金の決算日後の返済予定額

|       | 1年以内<br>(千円) | 1年超<br>2年以内<br>(千円) |
|-------|--------------|---------------------|
| 長期借入金 | 92,565       | 84,067              |

## 6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|              |                 |
|--------------|-----------------|
| 繰延税金資産（流動）   |                 |
| 未払事業税        | 7,959千円         |
| 販売促進引当金      | 6,932千円         |
| 貸倒引当金        | 620千円           |
| 貸倒損失         | 875千円           |
| たな卸資産評価損     | <u>1,157千円</u>  |
| 繰延税金資産（流動）合計 | 17,545千円        |
| 繰延税金資産（固定）   |                 |
| 減価償却費        | <u>0千円</u>      |
| 繰延税金資産（固定）合計 | 0千円             |
| 繰延税金資産合計     | <u>17,546千円</u> |

## 7. 持分法損益等に関する注記

該当事項はありません。

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

| 種類     | 会社等の名称又は氏名 | 事業の内容又は職業     | 議決権等の所有（被所有）割合（%） | 関連当事者との関係 | 取引の内容    | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|--------|------------|---------------|-------------------|-----------|----------|----------|----|----------|
| 役員の内親者 | 木下 浩子      | 当社代表取締役社長の配偶者 | （被所有）<br>直接 3.36  | —         | 新株予約権の行使 | 1,932    | —  | —        |
| 役員     | 清水 重厚      | 当社取締役         | （被所有）<br>直接 0.72  | —         | 新株予約権の行使 | 1,104    | —  | —        |

（注）平成21年5月27日開催の株主総会の決議により付与した新株予約権の行使であります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- （1）1株当たり純資産額 142円61銭
- （2）1株当たり当期純利益 46円10銭

（注）当社は、平成26年1月3日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. その他の注記

特記事項はありません。

# 会計監査人の会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成26年4月18日

株式会社北の達人コーポレーション  
取締役会 御中

### 清明監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 貴 之 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社北の達人コーポレーションの平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年3月1日から平成26年2月28日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年 4月22日

株式会社北の達人コーポレーション監査役会

|                  |         |   |
|------------------|---------|---|
| 常勤監査役<br>(社外監査役) | 布 田 三 宥 | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 久保田 廣   | Ⓜ |
| 監査役<br>(社外監査役)   | 甚 野 章 吾 | Ⓜ |

以 上

## 株主総会参考書類

### 議 案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

第13期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金8円50銭といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は43,768,200円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
平成26年5月30日といたしたいと存じます。

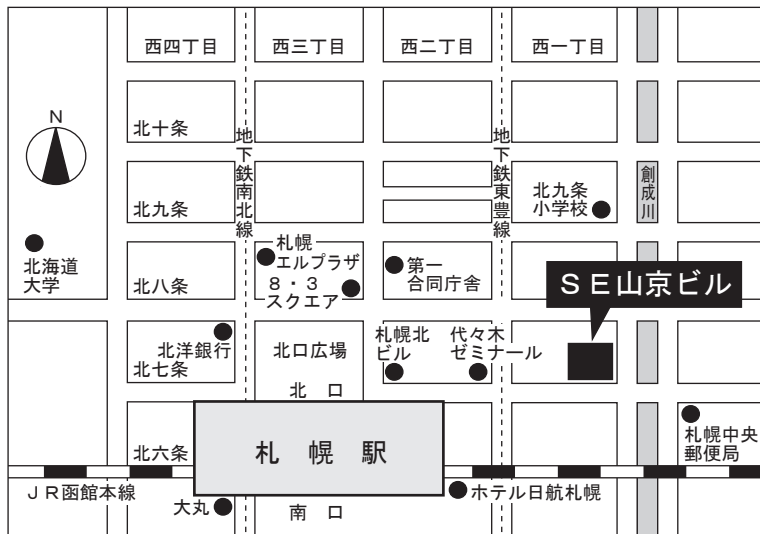
以 上

## 株主総会会場ご案内図

札幌市北区北七条西一丁目 1 番地 2

S E 山京ビル 2 階 会議室

電話 (011) 757-5567 (代表番号)



・ J R 札幌駅北口より徒歩 3 分

・ 地下鉄札幌駅より徒歩 5 分

(お願い) 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。